

託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請 に関する審査項目（案）について

第48回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年10月17日



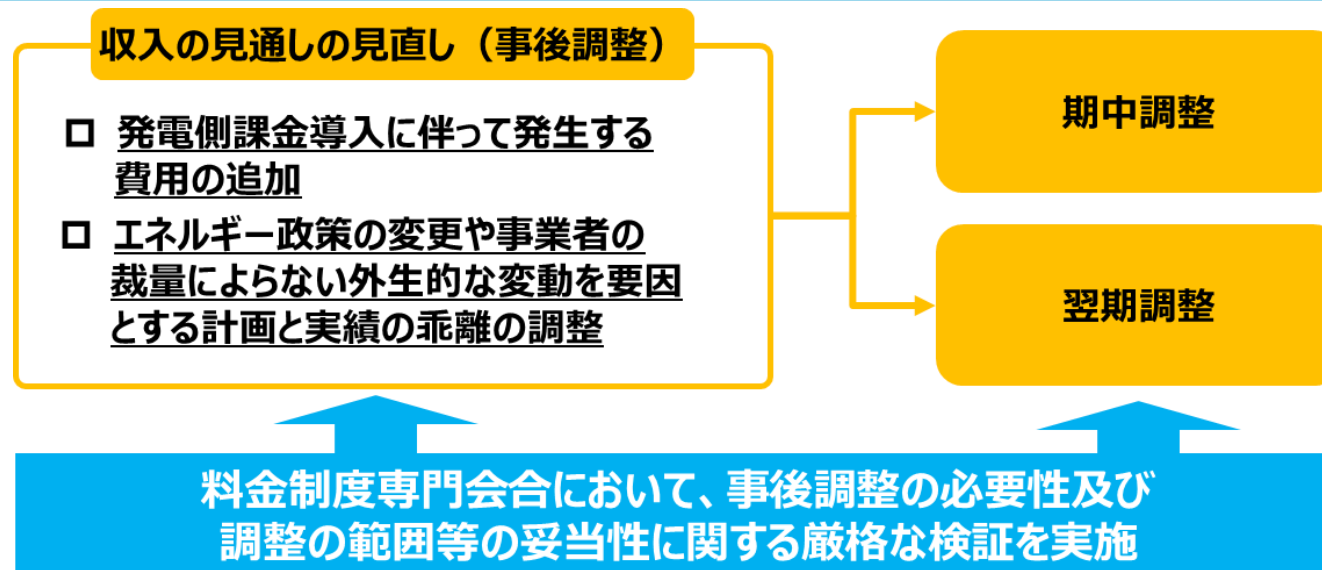
本会合において御議論いただきたい事項（審査項目の位置づけ）

- 各一般送配電事業者から申請のあった内容については、次回以降の専門会合において、省令や託送料金負担の平準化、受益と負担の公平性の観点等から、翌期調整よりも早く期中調整を行うことの必要性に加え、審査要領及び実績等を踏まえた申請額の妥当性について、中立的・客観的かつ専門的な観点から検証を進めていくこととしたい。
- 本日の会合では、審査を進めるに当たっての審査項目（案）について御意見をいただきたい。

【参考】収入の見通しの事後調整について

第46回 料金制度専門会合
資料4（2023年7月18日）

- また、レベニューキャップ制度では、期初において各社の事業計画を基に設定した「収入の見通し」と規制期間における費用実績との乖離額について、エネルギー政策の変更や、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用の変動を要因とする場合、省令上、事後調整（規制期間中における収入の見通しの調整（期中調整）、翌規制期間における収入の見通しの調整（翌期調整））の仕組みが設けられているが、事後調整にあたっては、実施の必要性及び調整の範囲等の妥当性も含め、厳格な検証を行う必要がある。
- このため、本日の専門会合では、発電側課金に加え、第1規制期間における収入の見通しの調整及び託送料金の変更に関連する可能性のある事象の一部を提示した上で、今後の調整方針などについて御意見をいただきたい。



【参考】料金改定及び事後調整に係る事象 (2) その他の託送料金関連費用

- 発電側課金の導入以外についても、既に資源エネルギー庁の審議会において、レベニューキャップ制度における事後調整に関連する制度（費用負担のあり方含む）について議論がなされているところ。
- 具体的には、第62回電力・ガス基本政策小委員会（本年5月30日開催）において議論された予備電源確保費用（大規模災害等の事象への備え、必要供給力と容量市場調達量の差分に対する保険的位置づけ）及び容量拠出金の負担見直しに係る託送負担のあり方などが挙げられる。
- また、第1規制期間における収入の見通しの検証時点では、事象が発生していなかった、又は実績が確定していなかった等の理由により、収入の見通しに織り込むことができなかった費用等があり、こうした費用等については、事後調整の対象となり得るのではないかな。
- 加えて、「エネルギー政策の変更及びエネルギー情勢の著しい変化」等に起因して収入の見通しに乖離が発生する場合や「一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められる」場合には、期中調整が認められている。
- 今後、一般送配電事業者から期中調整に関する申請があった場合には、託送料金負担の平準化や受益と負担の公平性の観点等を踏まえ、翌期調整よりも早く期中調整を行うことの妥当性について検証する必要があるのではないかな。

各社の期中調整の申請額（変更額のみ）内訳

- 各一般送配電事業者の収入の見通しの期中調整に係る申請額（前回承認額との差額のみ）の内訳は以下のとおり。

単位：億円	査定 区分	北海道 NW	東北 NW	東京 PG	中部 PG	北陸 送配電	関西 送配電	中国 NW	四国 送配電	九州 送配電	沖縄 電力	合計
追加kW・kWh公募費用	制御不能 費用	29	129	462	156	34	169	71	32	100	-	1,183
インバランス収支過不足 (追加kW・kWh公募を除く)		99	▲9	▲148	3	9	131	▲20	▲9	80	9	144
最終保障供給対応		▲26	▲32	▲404	▲109	▲8	13	▲73	▲1	▲13	-	▲654
容量抛出自金 (稀頻度リスク相当 2025～27年度)		12	25	100	46	10	51	19	9	37	-	308
容量抛出自金 (オークション結果反映)		▲2	▲34	▲134	▲61	▲13	▲68	▲26	▲12	▲7	-	▲356
ブラックスタート公募費用 (オークション結果反映)		0	0	22	9	0	47	14	18	▲5	-	106
電源Ⅰ・Ⅰ'公募費用 (公募結果反映)	事後検証 費用	10	▲29	▲31	▲32	12	15	8	3	17	1	▲25
申請額合計		<u>122</u>	<u>50</u>	<u>▲133</u>	<u>13</u>	<u>44</u>	<u>358</u>	<u>▲7</u>	<u>40</u>	<u>209</u>	<u>10</u>	<u>707</u>

（出典）各社申請様式より事務局作成、億円未満を四捨五入

※代行回収費用等の発電側課金の導入に伴って発生する費用や予備電源確保費用については、今回の申請時点においては見積りが困難として、各一般送配電事業者の今回の期中調整の申請に含まれていない。今後の事後調整において申請がされた場合には、当該費用について別途検証を行うこととする。

期中調整の各項目の概要説明

- 各一般送配電事業者は、下記の項目について、①省令により事後調整の対象の費用であると規定されていること、②前回承認時からの状況変化による実績の確定等により見積の差異が生じていること等として、託送料金の平準化や受益と負担の公平性の観点から、期中調整の申請を行ったと説明している。

項目	概要	各一般送配電事業者からの申請理由に関する説明
追加kW・kWh公募費用	2022年度における夏季・冬季の追加供給力の確保に係る費用	資源エネルギー庁の審議会における議論により、<u>レベニューキャップ制度開始前の費用の算入</u>が認められているが、前回承認時は見積困難として反映していなかった。今回、<u>2022年度の実績が確定</u>した。
インバランス収支過不足 (追加kW・kWh公募を除く)	2022年度におけるインバランス収支額（追加kW・kWh公募費用を除く）	
最終保障供給対応	2022年度における最終保障供給契約を締結している需要家への電力供給に関する収支額（前回承認時に算入済のものを除く）	
容量抛出台 (稀頻度リスク相当 2025～27年度)	容量抛出台の負担見直し内容の反映	資源エネルギー庁の審議会における議論の結果、前回承認時の想定値との乖離が生じている。
容量抛出台 (オークション結果反映)	・2026年度向け容量市場メインオークション約定結果の反映	<u>オークションや公募の結果が公表</u>されたことにより、前回承認時の想定値との乖離が生じている。
ブラックスタート公募費用 (オークション結果反映)	・2023年度及び2026年度向けブラックスタート機能公募の結果の反映	
電源 I・I' 公募費用 (公募結果反映)	・2023年度向け電源 I・I' 公募の結果の反映	

【参考】kW公募・kWh公募に係る議論（資源エネルギー庁）

kW公募とkWh公募の今後の在り方

- 2021年度冬季以降、夏季及び冬季の高需要期における一時的な追加供給力対策として、一般送配電事業者によるkW公募及びkWh公募を実施している。
- 現時点の需給見通しに基づけば、2023年度のkW公募は最大でも数十万kW※と見込まれ、補修調整が進めば不要となる可能性もある。

※ 現時点の2023年の厳気象H1需要に対する需給バランスにおいて安定供給に必要な予備率3%を確保できているが、仮に2022年度冬季と同様に、4%まで確保するとした場合の必要供給力。

- また、2024年度以降は、容量市場の運用が開始されることとなり、必要な供給力は原則として当該市場を通じて確保されることとなるため、これまで一種の社会的保険として実施してきたkW公募は、基本的には実施しないことも考えられる。
- kW公募及びkWh公募に要する費用は、一般送配電事業者が一時的に負担する仕組みとなっているところ、2022年度に実施したkW公募及びkWh公募に要した費用は、レベニューキャップ制度第二規制期間（＝6年後以降（2028年度以降））に回収されることとなるため、一般送配電事業者の収支に大きな影響が生じている状況。
- このため、公募を行う一般送配電事業者の財務健全性を確保する観点から、財務に与える影響が大きいときは、一般送配電事業者が費用を負担する他の要因等も勘案し、同制度の第二規制期間を迎える前の可能な限り早いタイミングでの費用回収を行うべく、関係法令に則って、期中調整を行う方向で検討を行う。

【参考】インバランス収支に係る議論 (資源エネルギー庁)

このように、2021 年 1 月の事象に対する小売電気事業者ごとの影響は多様であるが、

- ① 2021 年 1 月の市場価格の高騰が発生し得ることを見通して事業活動を行っていた小売電気事業者も存在した一方、この事象は新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、その後講じたセーフティネット措置から遡って考えれば、2021 年 1 月の事象は、小売電気事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられること、
- ② こうした中で、2021 年 1 月に、余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス発生に伴う支払額が大きかった小売電気事業者においては、当時多大な支払額が生じ、事業に影響が出た小売電気事業者や直近まで 2021 年 1 月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続していた小売電気事業者も存在すること、
- ③ 一方で、こうした中であっても、市場価格が高騰する時間帯にも計画値同時同量の達成のため、市場調達に努めた小売電気事業者にとって不利益となることは望ましくないこと、

などに鑑み、今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ(以下「BG」という。)ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこととする。

なお、上記の方法で調整を行っても、2021 年 1 月分のインバランス収支については、正または負の収支が残存することが考えられる(以下「調整後の残余収支」という。)。これらについても、収支相償の原則に従い、調整を行うことが必要である。

一方、2021 年度冬期は、一般送配電事業者においては、追加供給力(kW)公募及び追加 kWh 公募による支出が見込まれており、これらも託送料金の仕組みを通じた費用回収が必要である。また、並行して 2022 年度以降の追加供給力確保の対応手段について議論が行われているところ、このような状況においては、毎年度、託送料金を変更するのではなく、一定程度将来を見越した運用が必要と考えられる。

この点、仮に追加供給力(kW)公募及び追加 kWh 公募を行わなかったとした場合には、需給がひっ迫し、市場での売り切れに伴う市場価格高騰が生じ、スポット市場での電力調達に期待する市場参加者において損失が発生するおそれがあることに鑑みれば、これらの措置は、こうした事業者に対しての事前の備え

としての効果も期待できる。

以上を踏まえ、「調整後の残余収支」については、今後の追加供給力(kW)及び kWh 公募の費用の回収と合わせて、最終的には、収支相償となるよう託送料金を通じた調整を行うことができるよう、

- ① 調整開始に併せ、「調整後の残余収支」は、現行の託送制度上、インバランス収支として管理するとともに、
 - ② 追加供給力(kW)及び kWh 公募の費用についてもこれと同様の管理を行い、
 - ③ これらを併せて収支相償の考え方の下、管理を行っていく、
- という取扱いを行うこととする。

また、これまでインバランス制度におけるインセンティブ定数(K、L)⁴によって副次的な効果として、一般送配電事業者全体としての収支も改善しているが、このインセンティブ定数の仕組みは 2021 年度をもって終了となる。インセンティブ定数による収支改善後もなお残る、2016 年度から 2021 年度における累積の収支過不足については、2022 年度からの新たなインバランス料金制度におけるインバランス収支管理へ繰り越し、引き続き収支相償の考え方の下、管理していくこととする。

【参考】最終保障供給に係る議論（資源エネルギー庁）

論点③ 費用負担に係る整理

- 2023年度から導入されるレベニューキャップ制度では、最終保障供給対応に係る調整力費用は制御不能費用と整理されており、第一規制期間においては、過去実績（2017年度～2021年度）の取引損益の実績値をもとに見積もることとしている。
- 今般の最終保障供給の対応は、最終保障供給料金が自由料金を下回るという、そもそもの制度趣旨にそぐ合わない状況によるものであり、必ずしも一般送配電事業者の責によるものではないと考えられる。
- このため、最終保障供給契約が増加した2022年3月から2023年3月までにおける、最終保障供給に係る損益については 託送料金による回収を認めることとしてはどうか。
- 具体的には、一般送配電事業者による市場調達に係る費用も含め、最終保障供給収支に分類することとした上で、最終保障供給収支の R C 制度上での詳細な取扱いについては、電力・ガス取引監視等委員会にて検討いただくこととしてはどうか。

【参考】容量拋出金の負担見直しに係る議論（資源エネルギー庁） メインオークション開催済み年度の容量市場調達の在り方と費用負担②

- まず、メインオークション開催済み年度における容量市場での供給力調達の在り方は、2027年度以降と同様に最新の議論を通じて整理された必要供給力の見直しと、容量市場外の供給力に基づく控除量を踏まえたものとすることが適当ではないか。
- 次に、費用負担について、稀頻度リスク対応分（H3需要の1%）が、小売電気事業者の予見可能性がなく、最終的に需要家が均等に負担することになる託送負担が馴染むという考え方は、メインオークション開催済み年度にも当てはまると考えられる。
- メインオークション開催時点の条件変更を避けるという観点からは、メインオークション開催済み年度の託送負担の割合を変更しない（偶発的需給変動対応分としてH3需要の7%分のみ）ことも対応のひとつである。
- しかし、稀頻度リスク対応分を託送負担と整理する考え方は、供給力調達の在り方の検討を通じた小売負担と託送負担のバランスを鑑みながら整理されてきたと考えることができる。
- そのため、メインオークション開催済み年度の費用負担に関しても、容量市場での供給力調達の在り方を見直すことに伴い、託送負担をH3需要の8%と整理することとしてはどうか。

※2024年度実需給については、容量市場での供給力調達の在り方を見直す前の前提を用いて、追加オークションの開催判断を行っていることから、今回の費用負担の整理の対象外であり、託送費用負担はH3需要の6%となる。

審査項目（案）

※あくまで現時点にて考えられる審査項目を事務局にてとりまとめたものであり、追加的に検証する項目もありえる。

審査項目（案） ①各費用項目共通の審査事項

- 審査要領に基づき、今回申請のあった費用項目について、以下の事項を審査することとしてはどうか。

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領（抜粋）

第3章 事後調整

算定省令第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整については、その適合要件や乖離値の妥当性について、査定を行うこととする。



期中調整の必要性について

- 省令に照らして、翌期調整ではなく期中調整を実施する必要性について検証を行う。具体的には、前回の検証時点では実績が確定していなかった場合、又は前回の検証以降にエネルギー政策の変更やエネルギー情勢の著しい変化等の状況の変化が生じた場合等の事情が客観的に妥当と認められるものかどうかについて検証を行う。

申請額の妥当性について

- （金額が確定した過去実績分の申請）申請額について、各社の公表済の託送収支計算書と整合していることを確認する。
- （将来発生することが見込まれる費用の申請）申請額について、入札結果等に基づき、当初見積もった費用からの変化額を合理的に見積もっていることを確認する。

審査項目（案） ②各費用項目個別の審査事項 1 / 2

- 共通の審査事項に加えて、各費用項目の性質に応じて、以下の事項について審査することとしてはどうか。

kW公募、kWh公募費用（2022年度分）（制御不能費用）

- 今回申請額は、2022年度の調達額（還元額控除後）について各社で合意した按分比率に基づき適切に計算されていることについて検証を行う。

インバランス収支過不足（2022年度分）（制御不能費用）

- 今回申請額は、2022年度に発生したインバランス収支とその調整額（他の調整項目であるkW公募・kWh公募費用や貸倒損等）に基づき適切に計算されていることについて検証を行う。
- 10社横比較を実施し、多額の赤字が発生している場合には、その発生原因について説明を求め検証を行う。

最終保障供給対応（2022年10月～2023年3月）（制御不能費用）

- 2022年6月30日の電力・ガス基本政策小委員会の整理を受け、2022年3月から2023年3月に発生した最終保障供給の取引損益の実績値から直近承認の収入の見通しに織り込み済の金額を差し引いた値に基づき、見積もられていることについて検証を行う。

審査項目（案） ②各費用項目個別の審査事項 2 / 2

- 共通の審査事項に加えて、各費用項目の性質に応じて、以下の事項について審査することとしてはどうか。

容量拋出金（2026年度オークション結果反映）（制御不能費用）

- 今回申請額は、2022年度に実施された容量市場メインオークション（対象年度：2026年度）の約定結果に基づき、見積もられていることについて検証を行う。

容量拋出金（稀頻度リスク相当 2025～27年度）（制御不能費用）

- 2023年5月30日の電力・ガス基本政策小委員会の整理により、2025～2027年度の容量拋出金の稀頻度リスク相当（H3需要の1%）を託送料金の負担とすることとなったことを受け、今回申請額は、直近承認時の収入の見通しへの織り込み額（H3需要の7%）をもとに見積もられていることについて検証を行う。
- なお2026年度の容量拋出金については、上記の「容量拋出金（2026年度オークション結果反映）」を考慮した数値をもとに見積もられていることについて検証を行う。

ブラックスタート公募費用（2023年度、2026年度オークション結果反映）（制御不能費用）

- 今回申請額は、2022年度に実施されたBS機能公募（対象年度：2023年度及び2026年度）の約定結果に基づき、見積もられていることについて検証を行う。
- また2026年度分については、上記に加えて、容量拋出金の約定結果を差し引いた値及び最低保証額に基づき、見積もられていることについて検証を行う。

電源 I・I' 公募費用（2023年度公募結果反映）（事後検証費用）

- 今回申請額は、2022年度に実施された電源 I・I' 公募（対象年度：2023年度）の約定結果に基づき、見積もられていることについて検証を行う。
- 事後検証費用であることから、コスト低減へ向けた効率化の取組がされていることについて検証を行う（制度設計専門会合での確認結果等を参照）。

【参考】審査要領（今回の審査項目に関連する箇所のみ抜粋）

5. 制御不能費用の審査

算定省令第六条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（中略）

（10）インバランス収支過不足額については、規制期間における収入の見通しには算入せず、当該期間における実績値を踏まえた事後調整を行うこととする。

（中略）

（18）調整力の確保に要する費用のうち、法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用については、規制期間に係る約定価格又は指標の価格に、推進機関が決定した必要量に乗じた金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。

（19）調整力の確保に要する費用のうち、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用については、参照期間における実績額、規制期間に係る約定価格及び容量拠出金の見積り費用をもとに算定した金額を基本として、妥当な金額となっていることを審査する。

前回検証時の指摘事項等への対応

- 第30回料金制度専門会合（2022年12月26日開催）にて、前回の収入の見通しに係る検証作業における委員・オブザーバーからの指摘事項について御確認いただいた。
- これらの指摘事項等は、基本的には各一般送配電事業者におけるデータの採録・蓄積が必要となるため、今後、実績値等が明らかになり次第、議論を行っていくこととしてはどうか。
- なお、指摘事項等の中には、料金制度専門会合において今後実施していく予定である各社事業計画の毎年度の評価を通して対応することが適切な項目や、送配電効率化・計画進捗確認WGにおける検証を通して対応することが適切な項目も含まれていることから、項目ごとに適切な会議体において議論を進めていくこととしたい。

前回検証時における委員・オブザーバーからの主な指摘事項（第30回料金制度専門会合）

- ✓ 統計査定に活用するデータの採録について、データの共通化・標準化を進めていくべき。
- ✓ 統計査定方法について、第1規制期間の見積り値と実績値の乖離要因を分析し、第2規制期間に向けて改善していくべき。
- ✓ 物価上昇等のエスカレーション費用の算入について、第1規制期間の状況も踏まえて、その設定の在り方を検討すべき。
- ✓ 目標計画における取組内容、コスト、効果については、事後的に達成状況を検証するにあたって具体的に示すべき。
- ✓ 統計査定におけるグルーピングについて、グルーピングの採用の結果、不合理なコスト増を認めることがないように注意すべき。